**地域密着型サービス事業所開設事業者公募要項**

**（第８期介護保険事業計画分）**



**令和 ３ 年 ９ 月**

**四国中央市福祉部高齢介護課**

**第１．公募の趣旨**

　　　四国中央市では、第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和５年度）に基づき、当該計画において整備量を位置づけている地域密着型サービス事業所の整備を進めます。

　　　本公募は、当該整備にあたり、公平性・透明性・客観性を担保した手続に基づき、より質の高いサービス提供が期待できる事業者を選定するため行うものです。

**第２．公募内容**

　　　公募する事業所の概要は、次のとおりです。なお、いずれの施設等も整備対象地域は四国中央市全域とします。（日常生活圏域は問いません。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 整備総数 | 整備形態 | 開設予定年度 |
| 小規模多機能型居宅介護 | １施設 | 登録定員29人以内 | 新設又は転換 | 令和４年度 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | １施設 | 登録定員29人以内 | 新設又は転換 | 令和４年度 |

　　※１．整備形態欄に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

　　　　　①新設：新築又は介護保険サービス事業所外建物の改築・改修による整備。

　　　　　②転換：既指定介護サービス事業所（介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）からの公募事業所への転換整備。

また、既小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護へ転換する場合は、第８期介護保険事業計画において随時の転換を認めているため、本公募の対象としない。

　　※２．整備総数について、上記表に掲げる登録定員数の90％未満の床数での応募は認めない。

※３．公募事業所と同一敷地内での他の介護保険施設、居宅サービス及び地域密着型サービスの併設を可能とする。

**第３．応募資格**

　　　本公募に係る応募者の資格は、次のとおりとします。

1. 小規模多機能型居宅介護にあっては法人、看護小規模多機能型居宅介護にあっては法人又は病床を有する診療所を開設している者（いずれも施設等開設までの設立予定者を含む。）であって、主たる事務所を四国内に有すること。
2. 介護保険法（平成9年法律第123号。以下、本公募要項において「法」と表記。）に定める次の規定に該当しないこと。
	1. 共通

ア　法第78条の２第４項各号の規定。（第6号の２、第６号の３（病院又は診療所が看護小規模

多機能型居宅介護を開設する場合に限る。）、第10号及び第12号の規定を除く。）

イ　法第78条の２第６項第１号、第１号の３から第３号まで及び第３号の３の規定。

* 1. 小規模多機能型居宅介護

ア　法第115条の12第２項第１号から第６号まで、第６号の３から第９号まで及び第11号の

規定

　　イ　法第115条の12第４項第１号、第１号の３から第３号まで及び第５号の規定

1. 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第２条第１号から第３号に規定する者に該当しないこと。
2. 過去５年間の間に、当市又は他市が行う施設等整備に係る公募において開設事業者として選定後、事業者側の事由により辞退した者でないこと。
3. 既指定介護保険サービス事業者にあっては、次のいずれの要件も満たしていること。

①　過去５年間の間に、法人が運営する介護保険サービス事業に関し、所管庁の監査又は実地指導等において重大な指摘を受けていないこと。

②　原則として、既介護保険サービス事業の営業活動に基づく収支が過去３期連続して黒字となっていること。ただし、次に該当する事由による場合を除く。なお、当該事業者が複数の介護保険事業を実施している場合は、当該介護保険事業全体で判断して差し支えないものとする。

ア　施設整備や既存施設の改修等により一時的に赤字となった場合

イ　新型コロナウイルス感染症による事業運営費の高騰や利用控えによる収益減を理由として一時的に赤字となった場合

　ウ　その他通常の事業運営によらない相当の事由による収入減又は支出増により一時的に赤字となった場合（例えば職員の長期入院等による欠員の結果、当該欠員期間中、介護報酬の減算適用や利用定員の縮小を行った場合等）

1. 社会福祉事業に熱意と見識を有し、施設等運営のために必要な社会的信用を有していること。

※老人福祉法第５条の２において小規模多機能居宅介護は小規模多機能型居宅介護事業として、看護

小規模多機能型居宅介護は複合型サービス福祉事業として、いずれも社会福祉法第２条第３項に定

める第２種社会福祉事業に該当。

1. 事業者及びその代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

**第４．応募要件**

　　　応募要件については、次のとおりです。

**１．整備計画に関すること**

(1)　原則として、開設予定年度までに開設が可能であること。ただし、事業者の責によらない事由により開設が遅延する場合は、当該開設予定年度末日から６月を経過する日まで延長することを認めるものとする。

なお、想定される事業者の責によらない事由による開設の遅延事例については、次のとおり。

　　①　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する発掘調査の実施に伴う着工遅延

　　②　新型コロナウイルス感染症の影響による生産調整に伴う資材又は備品の調達遅延

　　③　その他、社会通念上やむを得ないものと認められる事由に基づく整備事業の遅延

(2)　社会福祉法及び介護保険法のほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令を遵守することとし、必要に応じ関係機関と事前協議のうえ策定すること。

　　(3)　四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年四国中央市条例第３号。以下、本公募要項において「市指定基準条例」と表記。）に定める設備基準等を満たすものであること。

 (4)　一の整備予定地に対しての複数の整備計画は認められないこと。

 (5)　次のいずれかに該当する既介護保険サービス事業所からの転換整備は認められないこと。

　　　① 当該既介護保険サービス事業所が過去に公募選考を経て整備を行ったものであること。

　　　② 当該既介護保険サービス事業所の整備に際し、国、県又は市から基盤整備に係る補助金の交付を受けたものであること。

(6)　サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等と同一建物内に、若しくは併設又は隣接して整備を行う場合、整備事業所は当該サービス付高齢者向け住宅等入居者の利用に特化したものでないこと。

(7)　既指定介護サービス事業所からの転換により整備する場合は、当該整備に係る工事期間中、既存サービス利用者の処遇確保及び衛生・安全面に十分に配慮すること。

(8)　円滑な事業運営のためには地域住民等との連携や協力が不可欠であることを踏まえ、整備計画については地域住民に説明のうえ、同意を得ること。なお、地域住民への説明は、新型コロナウイルス感染症に係る予防的対応の観点から、書面等によることを可能とする。

**２．整備予定地に関すること**

(1)　新設により整備を行う場合、当該整備予定地は次の要件を満たすこと。なお、応募以降の整備予定地の変更は認めない。

①　用地は、原則として事業者が所有していること（応募現在において取得予定の場合は、土地売買契約書等により取得が確実であること。）。但し、次の要件をすべて満たす場合に限り、借地を認めるものとする。

　　　　　ア　施設運営の継続に必要となる期間の地上権又は借地権を設定し、かつ、これを登記すること。（応募時点で権利の設定及び登記が困難な場合は、当該権利の設定及び登記を所有者の同意書や借地契約書等により担保すること。）

イ　賃借料の水準は、経営安定性確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料若しくは周辺の借地料と比較して低額であり、かつ、事業者が長期に亘り安定的に支払う能力があると認められること。

②　用地の開発、造成及び施設建設に際し、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、農地法など、各種法令等の規制を受けないか、規制の解除が確実であること。

③　第三者の抵当権・根抵当権（（独）福祉医療機構からの貸付又は同機構と協定を結んだ民間金融機関からの協調融資に係る貸付に係るものを除く。）のほか、事業存続の支障となり得る権利設定がないこと、又はその権利の抹消が確実であること。

④　公道に面し、かつ、進入路（緊急車両の進入が容易に可能な幅員のもの）が確実に確保されていること。

⑤　交通面等の利便性が確保されている、又は公共交通機関とのアクセスが容易な場所であること。

⑥　土砂災害警戒区域に指定されていない等、各種法令等に適合しているとともに、浸水、土砂災害及び大規模地震による津波若しくは崖崩れ等自然災害に対する安全性が確保されていること。

⑦　用地に隣接する土地所有者等から、施設整備に関する必要な事項について同意が得られる見通しがあること。

⑧　入所者等の処遇上適正な広さを有するとともに、施設運営に必要な面積を確保すること。

(2)　転換により整備を行う場合、当該整備予定地は次の要件を満たすこと。

①　転換に際し、都市計画法、建築基準法及びその他各種法令等の規制を受けないか、規制の解除が確実であること。

②　土砂災害警戒区域に指定されていない等、各種法令等に適合しているとともに、浸水、土砂災害及び大規模地震による津波若しくは崖崩れ等自然災害に対する安全性が確保されていること。

　　なお、当該要件を満たしていない介護保険サービス事業所からの転換整備は認めないものとする。

③　用地に隣接する土地所有者等から、施設整備に関する必要な事項について同意が得られる見通しがあること。

④　入所者の処遇上適正な広さを有するとともに、施設運営に必要な面積を確保すること。

**３．運営に関すること**

(1)　市指定基準条例に定める指定基準を満たし、開設日までに四国中央市の事業所指定を受けること。

　　※指定申請書の提出は、事前協議を経たうえで、開設予定日の前々月末日までに行う必要があることに留意すること。

(2)　小規模多機能型居宅介護にあっては、四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年四国中央市条例第４号）に定める指定基準を満たし、上記指定に併せ、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る四国中央市の事業所指定を受けること。

(3)　介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応え、利用者の尊厳に十分配慮するとともに、その意向に沿った安定した質の高いサービスを提供できる体制にあること。

(4)　開設時期が遅延することのないよう、人材確保について必要な対策を講じること。

(5)　地域住民との交流及び保健・福祉・医療機関等との連携を積極的に図ること。

(6)　提供サービス内容が利用者の日常生活の自立支援や重度化防止等につながるよう努めるとともに、その質的向上を図るため、地域包括支援センターとの連携に努めること。

(7)　保険給付に係る自己負担以外の費用（食費、宿泊費及び雑費等）は、利用者に配慮した料金設定とすること。

**４．資金計画に関すること**

(1)　整備に際しては、次に掲げる額を超える額を自己資金（現金、預金及び寄附が確実である場合の寄附金等であって、他に使途が予定されていないものに限る。）として確保すること。

　　①　新設の場合等における用地取得費（既に取得している場合を除く。）

　　②　施設建設費（設計監理費、建築工事費、設備・備品等設備整備費及び造成費等その他工事費の合計額。ただし、施設整備等に係る補助金交付を希望する場合は、当該補助金交付予定額を差し引いた額。）の10％に相当する額

　　③　開設初年度に係る年間運営事業費（開設予定月が４月以外である場合は、施設開設予定月から12月間の運営事業費）の12分の３に相当する額

　　【自己資金確保のイメージ】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総費用 | 用地取得費(新設の場合等) | 施設建設費 | 運営事業費 |
| 施設整備費(設計監理・建築工事費) | 設備整備費(設備・備品等) | その他工事費(造成費等) |
| 　　　　　　　　　　↓ |
| 自己資金として確保すべき額 | 借入金等を除き用地取得に必要とする額 | 整備に係る補助金等を差し引いた額の10％に相当する額 | 年間運営事業費の12分の３に相当する額 |

(2)　事業開始から３年間の資金収支計画を作成すること。また、金融機関等からの借り入れを予定する場合は、実効性のある返済計画を作成すること。

　　　　　　なお、同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について資金収支計画及び返済計画（借り入れがある場合のみ。）を作成すること。

　　　(3)　（独）福祉医療機構の福祉貸付事業の利用を計画する場合は、必ず事前に機構に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行うこと。

また、(4)に掲げる補助金を活用する場合は、福祉貸付事業に係る優遇融資の対象となる場合があるため、事前に確認すること。

　　　(4)　(1)－②に掲げる施設建設費に関し、地域医療介護総合確保基金を活用して補助金交付を希望する場合、当該補助金受入予定額は下記に示す令和3年度単価を上限として積算すること。（実際に交付される額は、整備年度の国管理運営要領によるため、変動の可能性有。）

【地域医療介護総合確保基金補助交付単価（令和3年度）】

※当市公募対象施設関連部分のみ抜粋

　　　　　(1)介護基盤整備事業費補助金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象施設等 | 補助基準単価（単位：千円） | 単位 | 対象経費 |
| 地域密着型サービス等整備助成事業 | 地域密着型サービス施設等の整備 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 33,600 | 施設数 | 施設等整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 33,600 | 施設数 |
|  | 介護施設等との合築等 | 上記整備であって他の地域密着型サービス施設等と合築・併設する場合） | 上記及び合築・併設する施設等の配分基礎単価に1.05を乗じた額 | 上記単位に準ずる |
| 空き家を活用した整備 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 8,910 | 施設数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 8,910 | 施設数 |

(2)介護施設等の施設開設準備経費支援事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象施設等 | 補助基準単価（単位：千円） | 単位 | 対象経費 |
| 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 | 定員29名以下の地域密着型施設等 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 839 | 宿泊定員数 | 施設等の円滑な開所等に必要な経費（需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等） |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 839 | 宿泊定員数 |

　　　　　※１．補助金の活用の検討に際しては、あらかじめ調達業者の選定方法や取得財産の管理方法等国管理運営要領に掲げる諸条件を確認のこと。

　　　　　 ※２．整備計画に掲げる整備内容によっては補助対象外となる可能性があるため、あらかじめ担当課に確認すること。

**第５．応募手続等**

　　　応募手続等については、以下のとおりです。

**１．応募受付期間**

　　　　令和３年９月２４日（金）～令和３年１２月２３日（木）

　　　　※各日の受付時間は、午前９時00分から午後５時00分まで。（土日・祝日を除く）

　　　　※あらかじめ電話予約のうえ来庁により提出のこと。（郵送等不可）

**２．提出書類**

　　　　応募施設ごとに次の書類を提出のこと。（各様式は市HPよりダウンロード可能です。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類 | 記載内容等 | 様式 |
| (1) | 第８期介護保険事業計画施設等整備公募申請書 | 応募施設、定員及び開設予定時期等基本申請事項 | 様式１ |
| (2) | 事業計画書 | 応募施設に係る事業計画の概要 | 様式２ |
| (3) | 定款・寄附行為 | 申請事業を実施する旨の記載のある定款・寄附行為。※設立予定者は現時点案で可。 | 写し |
| (4) | 法人登記簿謄本（登記事項証明書） | 申請日から３月以内に発行されたもの | 写し |
| (5) | 事業経歴 | 法人（設立予定者は団体）の沿革を記載 | 様式３ |
| (6) | 代表者・管理者の経歴 | ※設立予定者は予定者として記載 | 様式４ |
| (7) | 誓約書Ⅰ | 介護保険法に規定する欠格事項に該当しない旨の誓約 | 様式５－１又は２ |
| (8) | 施設等概要及び職員配置計画 | 開設する施設等の概要、職種別配置人員内訳等※増床・転換等の場合は全体計画として記載 | 様式６－１又は２ |
| (9) | 工程表 | 開設までの具体的なスケジュールを記載 | 様式任意 |
| (10) | 建物計画図面等 | 平面図、立面図、配置図、各室面積表等 | 様式任意 |
| (11) | 事業所開設予定地の図面 | 位置図、周辺状況図、現況写真等 | 様式任意 |
| (12) | 土地・建物（既存建物改築や介護保険サービスからの転換の場合）に係る権利関係が確認できる書類 | 申請日から３月以内に発行された土地・建物の登記簿証明書、借地契約書写（貸与の場合）、土地売買契約書写等（取得予定の場合） | 様式任意 |
| (13) | 決算報告書（申請者が法人である場合に限る。） | 直近３年間の法人の決算報告書 | 写し |
| (14) | 資金収支計画書 | 事業開始から３年間の収支予算額及び積算根拠（介護報酬、利用者負担額、人件費及び事務費等の明細） | 様式任意 |
| (15) | 返済計画書（借入を予定する場合に限る。） | 金融機関等からの借り入れを予定する場合の実効性のある返済計画 | 様式任意 |
| (16) | 過去の指導監査等結果（既指定介護保険サービス事業所に限る。） | 同一法人が運営する介護保険サービス事業所への県・市からの実地指導等の結果（過去５年分） | 写し |
| (17) | 誓約書Ⅱ | 開設事業者選定に係る諸事項を遵守する旨の誓約 | 様式７ |
| (18) | その他 | 上記のほか、申請事業に関する提案事項 | 様式任意 |

**３．提出先及び問合せ先**

　　　　四国中央市福祉部高齢介護課管理給付係

　　　　　　〒799-0497　四国中央市三島宮川４丁目６番55号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0896-28-6025　　FAX：0896-28-6059

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ-mail：kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

**４．提出部数**

　　　　10部（正本１部、副本（コピー可）９部）

**５．提出書類の体裁**

　　(1)　提出書類はフラットファイル等を用いて、原則として次の仕様により作成すること。

　　　　①　サイズは日本工業規格A４版で作成すること。

　　　　②　表紙を付け左綴じとし、表紙及び背表紙に表題及び法人名を記載のこと。

　　　　③　全体の目次を付け、提出書類一覧の順番どおりに綴じること。

　　　　④　提出書類には通しのページ番号を付けること。（仕切り紙や白紙面等はページ番号に含めない。）また、各仕切り紙に提出書類一覧の番号を記載したインデックスを付けること。

　　　　⑤　正本と副本に相違ないよう、副本は正本の写しとすること。

　　　　⑥　契約関係書類等の写しを提出する場合は、原本証明を付けること。

　　　【提出書類の体裁イメージ】

項目表記のインデックス

左側で綴る

1. 申請書

（　　施設種別　　）

（　　施設種別　　）

公 募 書 類 一 式

②事業計画書

公募書類一式

-1-

法人名を記載

応募事業者

　　　（法人名）

ページ番号（見えやすい場所に）

法人名

　　　【原本証明の例】

　この写しは原本と相違ありません。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　法人名　　　○　○　○　○　○

　　　　　　代表者名　　□　□　□　□　□　　印

　　(2)　提出書類に不備・不足がある場合は、選考審査の対象から除外される場合があるので、注意すること。

　　(3)　応募する施設の種類が複数ある場合、提出書類はそれぞれ別に作成すること。

**６．応募に際しての留意事項**

　　(1)　第４－１－(1)に掲げる期限までに開設が可能となるよう、具体性のある内容のものを提出すること。

　　(2)　応募受付期間終了後の提出書類の修正・追加は、本市から指示のある場合を除き認めない。なお、本市から指示がある場合において、別途指定する期限までに提出がされなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱う。

　　(3)　提出関係書類は、理由を問わず返却は行わないものとする。また、提出関係書類は、四国中央市情報公開条例に基づき開示されることがある。

　　(4)　応募に係る経費は、選考結果にかかわらず、すべて申請者の負担とする。また、整備予定地に係る権利者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰属し、本市はその責を一切追わないものとする。

　　(5)　公募内容と明らかに関連がない法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は提出書類に添付しないこと。

**７．応募の取り下げ**

　　　申請関係書類提出後、応募を取り下げる場合は、申請取下書（様式任意）を提出すること。

**第６．事業候補者の選定**

　　　各施設ごとの事業候補者の選定方法等については、次のとおりです。

**１．選定方法**

　　　　事業候補者は、担当課による応募条件確認、選定委員による書類・面接評価及び介護保険運営協議会による審査を経て、市長が選定するものとする。各選定過程における具体的内容等は、次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 選定過程 | 具体的内容等 |
| 担当課による応募条件確認 | 応募受付期間終了後、担当課において申請内容を応募条件に照らし確認。なお、確認の結果、次のいずれかに該当の場合は、選考審査の対象から除外する。1. 提出書類に不備・不足がある場合
2. 提出書類の修正・追加を指示した場合において、別途指定する期限までに提出がされなかった場合は
3. 応募条件を満たしていない場合
 |
| 選定委員による書類・面接評価 | 書類審査及び申請者によるプレゼンテーション内容を踏まえて、提案内容を評価。なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、オンライン形式その他の方法により実施する場合がある。（※評価は点数評価によるものとし、申請者が複数の場合は、順位付けを実施。） |
| 介護保険運営協議会による審査 | 選定委員による書類・面接評価に基づき、介護保険運営協議会にて事業候補者としての適性を最終審査。なお、応募事業者が他にない場合や、評価順位が最上位である場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、事業候補者として選定しない。1. 整備計画や資金計画等提案内容の実現可能性に著しく疑義がある場合。
2. 全選定委員の平均評価点数が基準点数（全体の6割）に満たない場合
3. 応募内容に重大な不備又は虚偽があることが判明した場合
 |
| 事業候補者の選定 | 介護保険運営協議会での審査結果に基づき、市長が事業候補者を選定。 |

**２．選考委員による評価基準**

　　　　選定委員が行う書類・面接評価に係る具体的な評価基準（評価項目及び評価視点等）については、別紙「書類・面接評価基準」のとおりとする。（従って、申請者は当該評価基準に照らし申請書類を作成のこと。）

**３．基準点数を上回る応募事業者が複数ある場合の取扱い**

　　　選考委員による評価の結果、基準点数を上回る応募事業者が複数ある場合は、最上位点数者を事業候補者として選定するものとする。

なお、その場合、２位点数者については第８に掲げる次点評価点数者として取り扱うものとする。

**４．選考結果の通知及び公表**

　　　　選考結果は、申請のあったすべての事業者に対し文書にて通知するとともに、選定された事業者については、市ホームページにて公表を行う。

　　　　なお、選考結果に対する異議は受け付けないものとする。

**５．禁止及び欠格事項**

　　　　申請者が以下の行為を行うことを禁ずるとともに、当該行為を行ったと認められる場合は、申請を無効とする。

また、選考結果通知後において当該行為の事実が確認された場合は、第８．に掲げるとおり、事業候補者としての選定を取り消すものとする。

1. 選定に対して有利になるような選定委員に対しての連絡又は接触（直接・間接を問わない。）
2. 虚偽の内容等に基づく申請
3. その他、選定の過程においての市民への疑惑や不信を招く行為

**第７．事業候補者選定後における応募内容の変更**

事業候補者選定後における事業計画書等応募内容の変更は、軽微な変更（法人名の変更、調達予定備品の変更、調理室・収蔵庫等利用者の処遇に直接関係のない箇所の当初目的に支障が生じない範囲内での若干のレイアウト等変更など。）である場合を除き、原則として認めない。但し、次のいずれかに該当する事由により応募内容の一部を変更する必要が生じた場合は、事前にその旨を申し出、市の承認を得るものとする。

なお、(3)及び(4)の事由については、あらかじめ介護保険運営協議会での審議を経て、当該変更の妥当性が認められた場合に限るものとする。（利用者の処遇改善その他やむを得ない理由による一部変更と認められない場合は、市は当該変更に係る申し出に関し承認を行わない。）

(1) 指定基準や法制度等の改正により設備等の一部を変更する必要が生じた場合

(2) 避難経路等安全対策等を再検討の結果、建物構造の一部を変更する必要が生じた場合

(3) 建物構造や設備等の一部変更により応募時内容を上回る利用者の処遇改善が図られる場合

(4) その他、やむを得ない理由により応募時内容の一部を変更する必要が生じた場合

**第８．事業候補者の取り消し等**

　　　事業候補者の選定後であっても、当該事業候補者が次のいずれかに該当する場合は、介護保険運営協議会での審議を経て、事業候補者としての選定を取り消すものとする。

なお、この場合、当該取り消しに係る損害賠償等の費用一切については、申請者の負担とする。

1. 事業候補者から辞退の申し出を受けたとき。
2. 申請者が第３に掲げる応募資格を満たさなくなったとき。
3. 申請事業が第４に掲げる応募要件を満たさなくなったとき、又は四国中央市の承認を得ず、整備予定地の変更等申請内容に係る重要な事項の変更を行ったとき。
4. 第６－４に掲げる禁止及び欠格事項に該当する行為が確認されたとき。
5. その他、事業候補者として著しく信用が失墜したものと認められたとき。（既介護サービス事業者としての指定取消し・効力の一部停止を受けたとき等）

　　　また、取り消しを行った場合において、申請者が複数あるときは、介護保険運営協議会で審査のうえ、次点評価点数者（評価点数が基準点数を上回る者に限る。）を事業候補者として改めて選定するものとする。

**第９．再公募**

　　　次のいずれかに該当するときは、サービス事業所ごとに事業候補者の再公募を行うものとする。なお、再公募に係る諸条件等については、改めて公募要項を公表することとする。

1. 本公募において当該公募サービス事業所に申請者がなかった場合
2. 第８に掲げる取消しが行われ、次点評価点数者がない場合又は次点評価点数者が辞退の申し出等を行った場合

**第10．質問等の受付**

　　　本公募に対し質問等がある場合は、応募受付期間内に限り、随時受付することとする。

　　　質問は文書化（様式任意）のうえ、郵送、FAX又はＥ-mailにて、第５－３に掲げる提出先及び問合せ先まで提出のこと。（申請者名、担当者名及び連絡先を必ず記入するものとする。）

　　　なお、質問の概要及び回答については、随時市ホームページにて掲載することとする。

　　　また、他事業所の応募状況や応募内容等についての問合せには応じられないものとする。

**第11．公募スケジュール**

　　　本公募に係る概ねのスケジュールについては、次のとおりとする。

なお、当該スケジュールはあくまで現時点での予定のため、申請状況及び介護保険運営協議会での審議状況等により若干前後することが有り得ることを了承のこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和３年 | ９月上旬９月２4日～１２月２3日 | 公募要項の公示及び市ホームページへの掲載応募受付期間 |
| 令和４年 | １月上旬～中旬頃１月下旬２月中旬頃３月上旬頃３月上旬頃以降 | 担当課による書類確認選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション）介護保険運営協議会による最終審査事業候補者の選定、通知及び公表事業候補者による開設準備 |

**別紙**

**書類・面接評価基準**

　選定委員による書類・面接評価に係る評価基準及び評価方法等については、次のとおり。

**【評価基準】**

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価 |
|  | 評価視点等 | 極めて評価できる | 評価できる | 標準的水準である | やや評価できない | 評価できない |
| 20点 | 15点 | 10点 | 5点 | 0点 |
| １．法人等の適確性 | 基本理念や運営方針が介護保険事業を運営するにあたり適正かつ十分な条件を有するものであるか。 |  |  |  |  |  |
| 申請事業をはじめ、福祉・介護保険事業において十分な知識、運営実績又は経験等を有しているか。 |
| 応募理由について、施設等を整備・運営する事業者として、強い情熱・意欲は感じられるか。 |
| 個人情報取扱いや法令遵守に関する考え、取り組み姿勢は適切か |
| 法人等代表者や役員等（含予定者）の人選は適切か。また、組織運営体制は適正と認められるか。 |
| ２．整備予定地の妥当性※改築・転換の場合は当該改築等地を評価 | 地域住民等との交流の機会が確保される地域にあるか。また、公共交通機関等を利用しやすい利便性の高い場所か。 |  |  |  |  |  |
| 地震・風水害等に対する安全性が十分に考慮されているか。また、災害時等緊急車両の進入路が十分確保されているか。 |
| 隣接又は地域住民等の理解が得られているか。又は、得られる見通しが確保されているか。 |
| 用地選定理由（改築・転換による既存用地の活用も含む。）に十分な合理性が見られるか。 |
| 整備に際しての利用制限等はないか。その他、当該地に懸念される事項はないか。 |
| ３．建築建物の妥当性※改築・転換の場合は当該改築等建物を評価 | 建物の面積や構造等・設備等において利用者が快適に生活できる工夫がなされているかどうか。 |  |  |  |  |  |
| 非常災害時の安全確保が考慮されている構造・設備等か。また、避難経路は合理的に確保されているか。 |
| 家族や地域住民等の利用にも配慮したものとなっているか。（交流スペース・駐車場等） |
| 利用者のプライバシーに十分配慮した設備構造・居室空間等となっているか。 |
| その他、利用者の日常生活の利便向上のための特色が見られるか |
| ４．質的水準確保の妥当性 | 利用者を支援するにあたり、工夫・配慮した点や具体的なサービス内容に関する提案がなされているか。 |  |  |  |  |  |
| 利用者の意思や人格を尊重し、虐待・身体拘束を防止するための具体的な取組みや方策の提案がなされているか。 |
| 利用料（宿泊費・食費・その他費用を含む）の設定は、低所得者層にも配慮した適切な水準であるか。 |
| 苦情相談処理体制、事故発生時の対応及び衛生管理等について十分な対策が検討されているか。 |
| その他、サービスの質的向上のための具体的な取組みや提案等がなされているか。 |
| ５．提供体制の安定性・継続性 | 認知症やターミナルケア等に対する理解があり、十分な支援体制が検討されているか。 |  |  |  |  |  |
| 長期間継続して安定したサービスを提供するための組織体制が整っているか。また、職員研修に対する考えや取組みは適切か |
| 人員配置計画及び配置職種は基準を上回る等、利用者に安定的に支援が提供できる適切なものとなっているか。 |
| 従事者の定着率やモチベーション向上のための考え方が適切であり、具体的な提案がなされているか。 |
| その他、安定的・継続的な提供体制確保のため、具体的な提案等がなされているか。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６．関係機関・地域との交流体制の適性 | 複数の診療科目のある協力医療機関が近距離に確保されているか。また、夜間の連携体制は確保されているか。 |  |  |  |  |  |
| 地域に開かれた施設として、地域住民との交流やボランティア受入等の具体的な提案がなされているか。 |
| 他の介護サービス事業所や介護保険施設等との連携に対する基本的な考え方や具体的な計画の提案がなされているか。 |
| 地域での介護サービスの拠点として、利用者以外の地域住民に対して、住み慣れた地域で生活継続するための独自と取り組み等が計画されているか。 |
| 医療と介護が連携したサービス提供体制を確保するための基本的な考え方や具体的な提案がなされているか。 |
| ７．整備計画等の適性 | 施設整備計画のスケジュールが、各種法令等諸手続を考慮したうえで、十分な期間を考慮した実現可能なものとなっているか。 |  |  |  |  |  |
| 介護従事者等の人材確保策は、具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。 |
| 事業費及び開設後の運転資金等は適切な根拠に基づいて積算されているか。 |
| 効率的かつ、速やかな計画達成のための工夫や具体的提案がなされているか。 |
| 整備用地の確保等は確実に見込まれるものとなっているか。 |
| ８．資金計画の適性 | 総事業費のうち、十分な自己資金（含寄附金）確保の見通しがあり、かつ、当該確保に確実性が担保されているか。 |  |  |  |  |  |
| 借入金の水準は妥当か。また、当該借入金の調達に関し、確実性が担保されているか。 |
| 収支計画及び借り入れの場合の償還計画は無理なく適正に作成されており、かつ、実現可能性が十分に担保されているか。 |
| 法人等の現在の経営状況は良好と認められるか。また、経理等に十分な透明性が確保されているか。 |
| その他、自己資金の確保、借り入れによる資金調達及び償還計画に関し、懸念すべき事項はないか。 |
| ９．計画推進体制の確実性 | 施設整備計画を推進していくための十分な組織体制であり、人員等の体制が確保されているか。 |  |  |  |  |  |
| 各種法規制確認及び解除等の見通し等、法令等所轄部署等との事前協議・調整が十分になされているか。 |
| プレゼンテーション担当者は、法人の提案等内容を十分に理解したうえで、説明等を行っているか。（法人等での意識共有の確認） |
| 応募書類、提案説明内容、質疑内容等に齟齬が見られず、整合性が確保されているか。 |
| その他、計画を推進するに当たっての支障や懸念事項等は見られないか。 |
| １０．その他 | 利用者の在宅生活の継続性を高めるための具体的な取り組みや提案等がなされているか。 |  |  |  |  |  |
| 地域包括ケアシステムの構築や地域共生型社会実現に寄与するための将来を見据えた考え方、取り組み等提案がなされているか |
| 他のサービス事業所併設や、障害サービス事業所の指定を併せて受ける等、相互機能連携による一体的な支援体制が期待できるか |
| 市が行う事業等に対して、積極的な協力が期待できるか。 |
| その他、ハード・ソフト面を通じ、先見性・独自性に富んだ創意工夫や特徴が見られるか |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計200点満点

**【評価方法】**

(1)応募条件を満たしている前提のうえ、各項目につき５段階評価。（200点満点）

(2)事前配布資料及び当日プレゼンテーション（説明約30分、質疑約10分）内容を踏まえ評価し、全選定委員の平均点が最上位の応募者を選定候補者とする。

(3)全選定委員の平均点が基準点数（全体の６割＝120点）未満の場合は、選定対象外とする。

　応募申請書類

様式１　　第８期介護保険事業計画施設等整備公募申請書

様式２　　事業計画書

様式３　　事業経歴

様式４　　代表者・管理者の経歴

様式５　　誓約書Ⅰ

様式６　　施設等概要及び職員配置計画

様式７　　誓約書Ⅱ

様式１

第８期介護保険事業計画施設等整備公募申請書

年　　月　　日

　　　四国中央市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　㊞

地域密着型サービス事業所開設事業者公募（第８期介護保険事業計画分）について、次のとおり整備を計画しておりますので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類又は登録定員等 | サービスの種別（右欄のいずれかに○） | 整備床数又は登録定員等 |
| 小規模多機能型居宅介護 |  | 登録定員　　　　人 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 |  | 登録定員　　　　人 |
| 開設予定年月日 | 　　年　　　月　　　日 |
| 整備形態（いずれかに○） | 新設　・　改築改修　・　転換　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 整備予定地 | 四国中央市 |
| 申請者区分（いずれかに○） | 法人 ・ 社会福祉法人 ・ 設立予定者（法人・社会福祉法人） ・ その他　　　　　　※設立予定の場合、設立予定月　　　年　　月 |
| 併設施設（公募施設以外も含む）の有無及び種類 | 併設施設の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合、併設施設の種類 |  |
| 地域医療介護総合確保基金等補助金の交付希望(いずれかに○) | 希望する　　・　　希望しない |
| 提出書類 | 公募要項第５－２に規定する提出書類一覧のとおり |
| 申請事項に係る担当者・連絡先 | 担当者名 |  |
| 所在地 |  | 所　　　属 |  |
| 連絡先 | TEL　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
| その他 |  |

注１　整備形態欄につき、「その他」の場合は、具体的に記入のこと。

　２　申請者区分欄において設立予定者である場合は、設立予定日についても記載のこと。また、看護小規模多機能型居宅介護の整備を申請する場合であって、申請者が法人以外（病床を有する診療所を開設している者）のときは、「その他」に〇を記載のこと。

様式２

事　業　計　画　書

１．本公募に応募した理由

|  |
| --- |
|  |

２．事業運営に対する基本的事項

|  |
| --- |
| （１）基本理念及び運営方針　　　　　開設する上での基本方針やサービスの質的向上を図るための目標・方策等、事業運営に対する基本的理念や運営方針等を記入。（２）整備施設の目指すもの　　　　　事業運営に対する意欲、運営上の特徴・重点施策等について記入。（３）法令等の遵守についての考え方（労働関係法令の遵守を含む。）　　　　　介護保険法、指定基準及び労働関係法令等を遵守するための基本的な考え方を記入。 |

３．開設施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称（予定） |  |
| 整備予定地の状況（該当項目に○） | 権利関係 | 自己所有　・　購入予定　・　賃貸借　・　その他（　　　　） |
| 自己所有の場合、抵当権等設定の有無 | 有　・　無 |
| 購入の場合、購入予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 賃貸借の場合、年間賃貸借料 |  |
| 施設の規模及び構造（改築・転換の場合は既存建物と併せて記載） | 敷地面積及び地目 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 建築面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 床延面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 建物の構造 | 　　　　　　　　　　造　　　　　　　　　　階建 |
| 居室・共有空間・周辺環境等の特色、又は工夫・配慮した点 |  |
| 整備予定地までの交通条件 | ＪＲ　　　　　駅バス　　　バス亭その他（　　　　） | から約　　　　　ｍ　　徒歩　　　　分 |
| 施行計画 | 着工予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 竣工予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 開設予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 用地の開発、造成及び施設建設に係る法規制の状況等 | 各種法規制の有無 | 有　・　無 |
| 有の場合、適用法規制等 |  |
|  |
| 法規制がある場合の開設を行うための具体的な対応 |  |
| 協力医療機関等 | 協力医療機関 | 医療機関名 |  |
| 所在地 |  |
| 協力歯科医療機関 | 歯科医療機関名 |  |
| 所在地 |  |
| サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のための連携機関名 |  |
|  |
|  |
| その他開設施設の概要について特記すべき事項 |  |

　※欄内に記載できない場合は、適宜欄を追加するか、別様にて記載すること。

　※応募時現在未定の場合は、今後の見通し等について具体的に記入のこと。

４．整備等に係る資金計画概要

　（１）用地取得費（購入の場合等）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（千円） | 資金内訳（千円） |
| 用地購入費 |  | 自己資金（含寄附金） |  |
| その他経費 |  | 借入金 |  |
|  |  | その他 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  | 計 |  |

（２）施設等建設費

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（千円） | 資金内訳（千円） |
| 敷地造成費 |  | 自己資金（含寄附金） |  |
| 設計監理費 |  | 補助金等 |  |
| 建設工事費 |  | 借入金 |  |
| 設備費 |  | その他 |  |
| その他経費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  | 計 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業費に占める自己資金の割合　　　　　　　　　％

（３）初年度年間運営事業費

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（千円） | 資金内訳（千円） |
| 人件費 |  | 自己資金（含寄附金） |  |
| 事業費 |  | 介護報酬 |  |
| 事務費 |  | 利用者負担収入 |  |
| その他経費 |  | 借入金 |  |
|  |  | その他 |  |
| 計 |  | 計 |  |

初年度年間運営事業費に占める自己資金の割合　　　　　　　　　％

（４）その他の事業費

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（千円） | 資金内訳（千円） |
|  |  | 自己資金（含寄附金） |  |
|  |  | 借入金 |  |
|  |  | その他 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  | 計 |  |

　※事業費欄は事業区分ごとに必要とする歳出額を、資金内訳欄には当該歳出に係る資金（財源）を具体的に記入のこと。

※事業開始から３年間の収支予算額及び積算根拠等詳細事項については、別途資金収支計画書を添付のこと。

　※金融機関等からの借り入れを予定する場合は、別途返済計画書を添付のこと。

５．申請者の介護保険サービス等の運営実績

　（１）介護保険サービスの運営実績

|  |  |
| --- | --- |
| 運営実績の有無 | 有　・　無 |
| 運営実績がある場合の実施サービス種別 | 在宅サービス |  |
|  |
| 居住系サービス |  |
|  |
| 施設サービス |  |
|  |
| 地域密着型サービス |  |
|  |
| その他 |  |

（２）その他の福祉サービスの運営実績

|  |  |
| --- | --- |
| 運営実績の有無 | 有　・　無 |
| 運営実績がある場合の実施サービス種別 |  |  |
|  |
|  |  |
|  |

　　※記入欄が不足する場合は、別様による対応可。

　　※運営実績がある場合、実施サービス種別を記入するとともに、開設（指定）年月日も併せて記入のこと。

６．整備予定地確保の状況及び確保のための具体的計画（自己所有の場合は、記入不要）

|  |
| --- |
| 　　地権者との交渉の状況、見通し及び具体的な取得計画等を記載。 |

７．地域住民への周知、合意形成の状況及び今後の合意形成のための具体的方策

|  |
| --- |
| 　　施設を整備するに際しての、地元自治会・近隣住民等の対しての周知・協議又は合意形成の状況、及び今後の合意形成のための具体的方策を記入 |

８．整備予定地利用に係る関係機関等との協議の状況

|  |
| --- |
| 　　整備予定地利用に係る接道・給排水設備の状況・消防施設等関係機関との協議及び確認事項等を記載。 |

９．その他、事業運営に関する申請者の取組み方針・姿勢

|  |
| --- |
| （１）利用者へのプライバシーの配慮及び利用者や家族等の情報管理に対する取組み　　　　　利用者のプライバシーを考慮した設備・支援体制や、利用者や家族に係る情報管理に対する取り組みについて記入（２）相談・苦情への考え方と取り組み　　　　　利用者や家族等からの相談や苦情に対する取り組み方針等について、具体的に記入。（３）安全対策の考え方と取り組み　　　　　利用者への感染症対策をはじめとする衛生管理、施設内外での事故防止、危機管理及び非常災害時の対応（含業務継続計画）等の安全対策についての考え方と取り組みについて具体的に記入（４）サービスの質的向上のための取り組み　　　　　職員研修等、サービスの質的向上のための取り組みについて具体的に記入 |

|  |
| --- |
| （５）虐待防止や身体拘束廃止対する考え方と取り組み　　　　　虐待防止や身体拘束廃止についての考え方や事業運営面での取り組みについて具体的に記入（６）介護従事者の確保についての考え方と具体的方策　　　　　長期安定的な事業運営が可能となるよう、介護従事者の確保についての考え方と具体的方策について記入（７）地域との連携に対しての考え方と取り組み　　　　　利用者が地域社会の一員として生活できるよう、地域活動への参加や地域交流、地域団体等との協力体制構築等についての申請者としての考え方と具体的な取り組みを記入（８）地域における介護サービスの拠点としての事業所の将来像に関する考え方と取り組み地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現のための、地域の拠点施設としての事業所の役割・考え方等について、具体的に記入（９）その他、事業運営に関する申請者としての提案及び具体的取り組み上記のほか、効果・効率的な事業運営に資するための申請者としての独自提案及び具体的取り組み等の予定がある場合に記入 |

様式３

事　業　経　歴

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月 | 内　　　　容 |
|  |  |

　※法人（設立予定者の場合は団体）の設立から現在に至るまでの沿革について、簡潔に記入のこと。

様式４

代 表 者 ・ 管 理 者 の 経 歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 | （郵便番号　　　　－　　　　） | 電話番号 |  |
| 主　な　職　歴　等 |
| 期間 | 勤務先等 | 職務内容 |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 年　月〜　　年　月 |  |  |
| 職 務 関 連 資 格 履 歴 |
| 取得年月日 | 資格名等 |
| 　　年　　月　　日 |  |
| 　　年　　月　　日 |  |
| 　　年　　月　　日 |  |
| 　　年　　月　　日 |  |
| 　　年　　月　　日 |  |
| その他（研修受講履歴等） |

　　※設立予定者については、代表者・管理者予定者の履歴について記載のこと。

　　※住所・電話番号は、自宅について記入のこと。

　　※研修等受講の場合は、当該受講を証する書面等を添付のこと。

様式５－１

誓　約　書　Ⅰ

（小規模多機能型居宅介護分）

年　　月　　日

　　　四国中央市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　㊞

　申請者が、下記のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| **【介護保険法第七十八条の二第四項（小規模多機能型居宅介護関係部分）】**一　申請者が法人でないとき。二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。三　申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。六　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。七　申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。七の二　前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。九　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。十一　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| **【介護保険法第百十五条の十二第二項】**一　申請者が法人でないとき。二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。三　申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。六　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。七　申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。七の二　前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。九　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。十一　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| 役　員　名　簿 |
| （ふりがな）氏　　名 | 生年月日 | 住　所 | 就任年月日 | 印 |
| 役職名・呼称 | ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |

　　備考１　当該法人の役員（法人設立予定者にあっては、当該設立後の予定役員）及び事業所を管理する者について記入・押印のこと。

　　　 ２　役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有すると認められる者を含む。

様式５－２

誓　約　書　Ⅰ

（看護小規模多機能型居宅介護分）

年　　月　　日

　　　四国中央市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　㊞

　申請者が、下記のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| **【介護保険法第七十八条の二第四項（看護小規模多機能型居宅介護関係部分）】**一　申請者が法人でないとき。二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。三　申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。六　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。六の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。　　　　　　　　　※病院又は診療所が開設する場合を除く。七　申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。七の二　前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。九　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。十一　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| 役　員　名　簿 |
| （ふりがな）氏　　名 | 生年月日 | 住　所 | 就任年月日 | 印 |
| 役職名・呼称 | ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |

　　備考１　当該法人の役員（法人設立予定者にあっては、当該設立後の予定役員）及び事業所を管理する者について記入・押印のこと。

　　　 ２　役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有すると認められる者を含む。

様式６－１

施設等概要及び職員配置計画（小規模多機能型居宅介護分）

１．施設等概要

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
|  | サービス別利用定員 | 通いサービス | 人 |
| 宿泊サービス | 人 |
| 通いサービスの利用者数（推定数） | 人 |
| 併設事業所の有無 | 有　・　無 |
| 併設事業所がある場合、併設する事業 |  |
| 建物構造等の概要 | 耐火構造物、準耐火構造物等の別 |  |
| 居間及び食堂の合計面積 | ㎡ |
| 個室以外の宿泊室の合計面積 | ㎡ |
| 宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 | 人 |
| 主な掲示事項 | 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 利用料 | 法定代理受領分（1割負担分） |  |
| 法定代理受領分以外 |  |
| 食事の提供に要する費用 |  |
| 宿泊に要する費用 |  |
| 通常の事業の実施区域 |  |
| 協力医療機関等 |  |
| 運営推進会議の有無 | 有　・　無 |

２．人員配置計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 人員基準上の必要人員 | 配置予定数 | 確保状況及び確保の見通し、資格等 |
|  | 専従 | 兼務 | 常勤換算後の人数 |
| 管理者 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
| 介護従業者 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
|  | うち看護職員 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
| 介護支援専門員 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |

様式６－２

施設等概要及び職員配置計画（看護小規模多機能型居宅介護分）

１．施設等概要

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
|  | サービス別利用定員 | 通いサービス | 人 |
| 宿泊サービス | 人 |
| 通いサービスの利用者数（推定数） | 人 |
| 併設事業所の有無 | 有　・　無 |
| 併設事業所がある場合、併設する事業 |  |
| 訪問看護事業所の指定の有無 | 有　・　無 |
| 訪問看護事業所の指定がある場合 | 病院、診療所、訪問看護ステーションの別 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 建物構造等の概要 | 耐火構造物、準耐火構造物等の別 |  |
| 居間及び食堂の合計面積 | ㎡ |
| 個室の宿泊室 | 室 |
| うち床面積6.4㎡以上7.43㎡未満の宿泊室（病院又は診療所である場合） | 室 |
| 個室以外の宿泊室の合計面積 | ㎡ |
| 宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 | 人 |
| 主な掲示事項 | 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 利用料 | 法定代理受領分（1割負担分） |  |
| 法定代理受領分以外 |  |
| 食事の提供に要する費用 |  |
| 宿泊に要する費用 |  |
| 通常の事業の実施区域 |  |
| 協力医療機関等 |  |
| 運営推進会議の有無 | 有　・　無 |

２．人員配置計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 人員基準上の必要人員 | 配置予定数 | 確保状況及び確保の見通し、資格等 |
|  | 専従 | 兼務 | 常勤換算後の人数 |
| 管理者 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
| 介護従業者 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
|  | うち看護職員 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |
| 介護支援専門員 |  | 常勤 |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |

様式７

誓　約　書　Ⅱ

年　　月　　日

　　　四国中央市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　㊞

申請者等（利害関係人を含む。）は、本公募の選考に関し、下記のいずれの行為も一切行わない旨誓約致します。

なお、誓約に違反した場合（後日事実が判明した場合も含む。）は、申請の無効処分又は事業候補者選定の

取消し処分を受けても異存ないことを併せて誓約致します。

記

　【本公募の選考に関し行わないことを誓約する行為】

1. 選定に対して有利になるような選定委員に対しての連絡又は接触（直接・間接を問わない。）
2. 虚偽の内容等に基づく申請

(3) その他、選定の過程においての市民への疑惑や不信を招く行為



**地域密着型サービス事業所開設事業者公募要項**

**（第８期介護保険事業計画分）**